

水俣病公式確認70年地域提案事業

補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水俣病公式確認70年を迎えるに当たり、水俣病発生地域の再生・融和の促進や地域内外に向けた効果的な情報発信を行うため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金の対象となる期間)

第2条 補助金の対象となる期間は、交付決定のあった日から令和9年3月25日までとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 水俣病発生地域の地方公共団体（水俣市、芦北町、津奈木町、天草市及び水俣芦北広域行政事務組合）

(2) 民間の法人その他の団体であって、次の全ての要件を満たす者

(ア) 団体としての組織及び責任の所在が明確であること（法人格を有しない団体にあっては、定款及び寄付行為に準じる規約、会則等を有すること）。

(イ) 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を着実に実施できる事務・組織体制を有すること。

(ウ) 宗教又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(エ) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(オ) 暴力団でないこと及び暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 水俣病発生地域の再生・融和に資する取組みで、地域の内外に向けた情報発信効果が高いと認められること。

(2) 平成18年の「水俣病公式確認50年事業の基本的方向について」で示された以下の4つの柱のいずれかに基づいた取組みであること。

①水俣病により犠牲になった方々を慰霊する取組み

②水俣病問題をそれぞれの立場から回顧し、その経験・教訓を後世に活かす取組み

③水俣病被害者等の社会活動等支援や地域福祉社会づくりに向けた取組

み

- ④もやいづくりとそれを踏まえた地域の振興を推進する取組み
- (3) 事業内容が法令等に違反しないこと。
- (4) 事業内容が非営利活動であり、公益上の目的があること。
- (5) 国又は県の他の補助事業の対象事業として令和8年度に採択されていないこと及び申請していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とする。

- 2 前項の補助対象経費は、別表に定める経費区分のとおりとする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における消費税及び地方消費税相当分を除くものとする。
- 3 次に掲げる収入がある場合には、補助対象経費から控除するものとする。
 - (1) 国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金等
 - (2) 入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入

(補助金の算出方法)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費から前条第3項に規定する収入を控除した額に10分の9を乗じて得た額以内とする。

- 2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の上限額は、1事業当たり9,000千円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業（変更）計画書（別記第2号様式）
 - (2) 補助金所要額調書（別記第3号様式）
 - (3) 歳入歳出予算書（見込）抄本（補助事業者が地方公共団体の場合に限る。）
 - (4) 団体に関する調書（別記第4号様式、補助事業者が民間の法人その他の団体の場合に限る。）
 - (5) 役員、職員（事業関連者）名簿（別記第5号様式、補助事業者が民間の法人その他の団体の場合に限る。）
 - (6) 団体の目的等についての申立書（別記第6号様式、補助事業者が民間の法人その他の団体の場合に限る。）
 - (7) その他参考となる書類

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なけ

ればならない。

- (2) 補助事業者が、新築等の補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争入札に付さなければならない。ただし、補助事業の性質又は目的により一般の競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札又は随意契約をすることができる。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第7号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第8号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまでは、別記第9号様式による申請書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「承認基準」という。）に定める包括承認事項に係るものについては別記第9号様式の2による報告書を知事に提出することとし、前者については知事の承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。
- (9) 特許権若しくは実用新案権を取得することによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合又は第14条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることがある。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するものとする。

（決定の通知）

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第10条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費のうち、別表の経費区分ごとの配分額の20パーセント以内の変更を除く。

（1）補助事業の主要部分（補助目的に関わる事業内容、事業実施箇所、事業実施時期）の変更

（2）事業内容の変更に伴う補助所要額の変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第12号様式によるものとし、事業変更計画書（別記第2号様式）及び補助金所要額変更調書（別記第3号様式の2、補助金の額に変更を生じる場合に限る。）のほか、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第13号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第13号様式の2）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（状況報告）

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、遂行状況報告書（別記第14号様式）によるものとし、その提出部数は1部とする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第15号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業実績書（別記第2号様式の2）

（2）補助金精算額調書（別記第3号様式の3）

（3）歳入歳出決算書（見込）抄本（補助事業者が地方公共団体の場合に限る。）

（4）事業の実施状況が分かる資料

（5）報告書その他参考となる書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は令和9年3月25日のいずれか早い日とし、その提出部数は2部とする。

4 第1項の実績報告を行うに当たって、仕入控除を行う場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第16号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第15条 規則第16条第1項の請求書は、別記第17号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書（別記第18号様式）及び補助金概算払請求書（別記第18号様式の2）によるものとし、その添付書類は次のとおりとする。

（1）委託契約書又は購入契約書（契約をした場合に限る。）の写し

（2）その他参考となる資料

（財産処分の制限）

第16条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める期間とする。なお、本補助金で取得した財産処分の制限については、承認基準の規定を準用することとする。

（立入検査等）

第17条 進捗状況を確認する必要がある場合は、規則第22条に基づく立入検査等を行うものとする。

2 前項の規定は、補助事業の終了後においても適用があるものとする。

（証拠書類の保管期間）

第18条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とし、補助事業者が地方公共団体の場合は、別記第19号様式による補助金調書を作成するものとする。

（雑則）

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年 月 日から施行する。

別表

経費区分	具体的な経費	上限額等
賃金	事務補助員等の賃金	7,726円／日
共済費	賃金を支払った職員に係る社会保険料	賃金×165.67/1,000
報償費	外部の講師に対する謝礼	10,000円／時間
旅費	航空・バス・鉄道運賃、宿泊費（飲食代除く）	原則として実費
需用費	消耗品費、印刷製本費等	1件の購入価格が10万円以上の物品は備品購入費で計上
役務費	通信運搬費、広告料、保険料等	
委託料	業務の一部を他の団体に委託する費用	
使用料、賃借料	会場使用料、タクシー代、車両借上料、高速道路使用料、機材借上料等	
備品購入費	備品の購入費	事業遂行に必要な経費のみ対象
負担金	実行委員会の負担金等	